○国土交通省令第十一号

工 ネ ル ギ \mathcal{O} 使 用 \mathcal{O} 合 理 化に関する法律 昭昭 和 五. 十四年法律第四十九号) 第五十四 条第二項及び第三項、

第五 十五条、 第五 十六条第一項、 第六十八条第二項及び第三項、 第六十九条並びに第七十一 条第三項、 第 匹

項及び第六項の規定に基づき、 及び同法を実施するため、 エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に

平成十八年三月十七日

基

づく輸送事業者に係る届出等に関する省令を次のように定める。

国土交通大臣 北側 一雄

エネルギー の使用の合理化に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令

(定義)

第 一条 この省令で使用する用語は、 エ ネルギー の使用の合理化に関する法律 (以下「法」という。) 及び

工 ネ ル ギ] 0 使 用 \mathcal{O} 合 理 化に 関する法 律施 行令 (昭 和 五. 十四年政令第二百六十七号。 以下「令」という。

において使用する用語の例による。

(特定貨物輸送事業者の指定に係る輸送能力に関する届出)

第二条 法第 五 十四条第二項 \mathcal{O} 規定に よる届 出 は、 毎年度四 月末日までに、 様式第一 による届 出 書 通 を提

出してしなければならない。

第三条 法第 五. + 四条第二項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 国土交通省令で定める事項は、 前年度の末日における令第八条の 表 0 中 欄 12

掲げ る輸送能力 (以下この条において 「輸送能力」という。) (次年度以降における輸送能 力が 同 条 0 表

の 下 欄に掲げ る基準以上にならないことが明らかである場合にあっては、 その旨及びその 理 由 並 び) に 前 年

度の末日における輸送能力)とする。

(特定貨物輸送事業者に係る指定の取消しの申出)

第四条 法第 五. + 四条第三項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による申出 は、 様式第二による申出書一 通を提出してしなければならな

\ \ \ \

(特定貨物輸送事業者の中長期的な計画の提出)

第五 条 法 第 五 + 五 条 \mathcal{O} 規 定に よる計 画 \mathcal{O} 提 出 は、 毎年度六月末日までに、 様式第三による計画 書 通によ

り行わなければならない。

(特定貨物輸送事業者の定期の報告

第六条 法第五· 十六条第 項 \mathcal{O} 規定 に よる報告は、 毎年度六月末日までに、 様式第四 による報告 書 通を提

出してしなければならない。

第七条 法第 五 十六条第 項 \mathcal{O} 国土交通省令で定める事項は、 前年度における次に掲げる事項とする。

一 エネルギーの種類別の使用量及びそれらの合計量

輸送用質 機 械 器具の 導 入、 改造又は 廃棄 \mathcal{O} 状況 及び)使用: 状況

守 状況 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 工 ネ ル ギ \mathcal{O} 使 用 \mathcal{O} 合理 化 に 関 実 施 L た 措 置 三

貨 物

 \mathcal{O}

輸

送

に

係

る

工

ネ

ル

ギ

]

 \mathcal{O}

使

用の

合

理

化

に

関

する法第五十二条第

項に規定する判断

の基

準の遵

几 貨物ごとに当該貨物 \mathcal{O} 重量に当該貨物を輸 送する距離を乗じて得られる量を算定し、 当該貨物ごとに

算定した量を合算して得られる量

五 エネルギーの使用の効率

六 工 ネ ル ギ] \mathcal{O} 使 用 に 伴 0 て発生する二 酸 化炭 素 \mathcal{O} 排 出量

特 定 旅 客輸 送 事 業者 \mathcal{O} 指定に係 る 輸送能 力に . 関 でする「 届 出

第八条 法第六十八条第二項 の規定による届 出 は、 毎年 度四 月末日までに、 様式第五 による届出書 通を提

出してしなければならない。

第九 条 法第六· 十八条第 二項 \mathcal{O} 国 土交通省令で定め る事 項は、 前年度 の末 日における令第十二条 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 中 欄

に · 掲 げる輸送能力 (以下この条において 「輸送能力」という。) (次年度以降に おける輸送能 力が 同 条 \mathcal{O}

表 の下欄に掲げる基準以上にならないことが明らかである場合にあっては、 その旨及びその理由並び に前

年度の末日における輸送能力)とする。

(特定旅客輸送事業者に係る指定の取消しの申出)

第十条 法第六十八条第三項 \mathcal{O} 規定に よる申 出 は、 様式第六による申出書一 通を提出してしなけれ ばならな

(特定旅客輸送事業者の中長期的な計画の提出)

第十一条 法第六十九条において準用する法第五十五 条の規定による計画 の提出は、 毎年度六月末日までに

様式第七による計画書一通により行わなければならない。

(特定旅客輸送事業者の定期の報告

第十二条 法第六十九条において準用する法第五十六条第一項の規定による報告は、 毎年度六月末日までに

様式第八による報告書一通を提出してしなければならない。

第十三条 法第六 十九 条 に お 1 て 準 用 す っる法第 で 五 十六 条第 項 \mathcal{O} 国土交通省令で定め る事 項は、 前 年 - 度にお

ける次に掲げる事項とする。

一 エネルギーの種類別の使用量及びそれらの合計量

二 輸送用機械器具の導入、改造又は廃棄の状況及び使用状況

守 状 況 そ \mathcal{O} 他 \bigcirc 工 ネ ル ギ \mathcal{O} 使 用 \mathcal{O} 合理 化 に 関 実 施 L た 措 置 \equiv

旅

客

 \mathcal{O}

輸

送

に

係

る

エネ

ル

ギ

 \mathcal{O}

使

用

 \mathcal{O}

合

理化

に

関

する法第六十六条第

項に規定する判断

 \mathcal{O}

基

準

の遵

几 個 々 0 輸 送 用 機械器具ごとの営業運行距 離 又 人は営業で 運 航 距 離 \mathcal{O} 合計

五 エネルギーの使用の効率

六 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

特 定航 空輸 送 事 業 者 \mathcal{O} 指 定 に 係 る 輸 送 能 力 に 関 す んる届 出

第十 匹 条 法第 七 + 条 第三 項 \mathcal{O} 規 定 に よる届 出 は、 毎 年 · 度 四 月末 日までに、 様式第九 による届 出 書 通を

提出してしなければならない。

第十五 条 法第七十一条第三項 の国土交通省令で定める事項は、 前年度の 末 日における令十三条第 項 に規

定す Ź 輸 送能 力 (以下この条にお 7 て 「輸 送能 力 という。) (次 年度以 降 に お け る輸 送能 力 が 同 条 第

項に 規定する基準以上にならないことが明らかである場合にあっては、 その旨及びその 理由並 び に 前 年 度

の末日における輸送能力)とする。

(特定航空輸送事業者に係る指定の取消しの申出)

第十六条 法第七· <u>-</u>-条第四 項 \hat{O} 規 定 に よる申 出 は、 様式第十による申出 書 通を提出してしなけ ればなら

ない。

(特定航空輸送事業者の中長期的な計画の提出)

第十七条 法第七十一条第六項にお いて準用する法第五十五条の規定による計画の提出は、 毎年度六月末日

までに、 様式第十一による計 画 書 __ 通 により行わなければ ならない。

(特定航空輸送事業者の定期の報告)

第十八 条 法第 七 十 条第六百 項に、 お 1 て 準 用する法第五 十六 条第 項の 規定による報告は、 毎年度六月末日

までに、 様式第十二による報告書一 通を提出してしなければならない。

第十九 条 法第七 - 条第六項におい て準 用する法第五十六条第一 項の国土交通省令で定める事 項 は、 前年

度における次に掲げる事項とする。

一 エネルギーの種類別の使用量及びそれらの合計量

二 輸送用機械器具の導入、改造又は廃棄の状況及び使用状況

三 貨 物 の輸 送に係る る 工 ネ . ル ギ \mathcal{O} 使 用の 合 理化に関する法第五十二条第一 項に規定す る判 断 \mathcal{O} 基 準 及び

状況 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} エ ネ ル ギ] \mathcal{O} 使 用 \mathcal{O} 合 理 化 に 関 L 実 施 L た措 置

旅

客

の輸

送

に

係

る

工

ネ

ル

ギ

の使

用

 \mathcal{O}

合

理

化

iz

関

する法第六十六条第一

項

に規定

する判断

の基

準

 \mathcal{O}

遵

守

几 輸送ごとにその航空機 \mathcal{O} 利用 可 能 重量 (当該輸送ごとに当該航空機に搭載し、 又は搭乗することがで

きる貨物及び旅客 \mathcal{O} 重量 の合計をいう。 に輸送距離を乗じて得られる量を算定し、 当該輸送ごとに算

定した量を合算して得られる量

五 エネルギーの使用の効率

六 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

(フレキシブルディスクによる手続

第二十条 第五条、 第十一条及び第十七条の 計 :画書: 並 びに第六条、 第十二条及び第十八条の報告書 の提出 出に

7 て は、 当該 計 画 書 又は当該 報告 書に記載すべきこととされてい る事 項を記録 したフレキシブ ルデ イス

ク及び様式第十三のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

(フレキシブルディスクの構造)

第二十一条 前 条のフレキシブルディスクは、

シブルディスクカートリッジでなければならない。

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第二十二条 第二十条のフレキシブルディスクには、 日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、 次

に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

提出者の氏名

一提出年月日

(書類の提出)

第二十三条 法及び令の規定により地方運輸局長に提出すべき届出書、 申出書、 計画 書又は報告書は、 それ

ぞれ輸送事業者の主たる事務所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して提出すること

ができる。

附 則

この省令は、

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第九十三号

)の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。

様式第1 (第2条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

輸送能力届出書

地方運輸局長 殿

 年 月 日

 住 所

 氏 名

 印

エネルギーの使用の合理化に関する法律第 5 4 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

事 業 者 名	
主たる事務所の所在地	電話 (
貨物輸送区分	1. 鉄道による貨物の輸送 2. 事業用貨物自動車による貨物の輸送 3. 自家用貨物自動車による貨物の輸送 4. 船舶による貨物の輸送
輸 送 能 力	年度末 (両、台、総トン)
備考	
特定輸送事業者指定番号	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。
 - 2 ※印を付した欄には記述しないこと。
 - 3 該当事項はその直前に付してある番号を○で囲むこと。
 - 4 次年度以降において輸送能力がエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第 8条の基準以上にならないことが明らかである場合は、その旨及びその理由を備考の 欄に記入すること。
 - 5 既に特定輸送事業者に指定されている場合は、「特定輸送事業者指定番号」の欄 に当該特定輸送事業者指定番号を記入すること。
 - 6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

※受理年月日	
※取消年月日	

特定貨物輸送事業者指定取消申出書

地方運輸局長 殿

年 月 日

住 所 氏 名

印

エネルギーの使用の合理化に関する法律第54条第3項の規定に基づき、特定貨物輸送事業者の指定の取消しを申し出ます。

	特定輸送事業	
	事業者名	
指定に係る貨物 輸送区分の概要	主たる事務所の所在地	電話 (
	貨物輸送区分	 鉄道による貨物の輸送 事業用貨物自動車による貨物の輸送 自家用貨物自動車による貨物の輸送 船舶による貨物の輸送
	輸送能力(年度末)	(両、台、総トン)
指定の取消しを		
申し出る理由		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。
 - 2 ※印を付した欄には記述しないこと。
 - 3 該当事項はその直前に付してある番号を○で囲むこと。
 - 4 輸送能力の欄については、前年度の末日における輸送能力を記入すること。
 - 5 「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、事業を行わなくなったときはその旨を、 輸送能力がエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第8条の基準以上となる見 込みがなくなったときは当年度及び翌年度の見込み並びにこれらの見込みの根拠を記 入すること。
 - 6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

※受理年月日	
※処理年月日	

中長期計画書

地方運輸局長 殿

年 月 日

住 所

氏 名 印

エネルギーの使用の合理化に関する法律第55条の規定に基づき、次のとおり提出します。

		·							, ,	
特定輸送事業	者指定番号									
事業者名										
貨物輸送区分	2. 事業用貨物自3. 自家用貨物自									
主たる事務所 の所在地	電話(FAX(e-mail(<u> </u>		<u>-</u>)				

T :	計画	酣	間
1		1221	IHJ.

年度 ~ 年度

Ⅱ 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

	二十757	3 D - T D / 91 1	799715			
対 策		計	画	内	容	エネルギー使用 合理化期待効果

Ⅲ 前年度計画書との比較

対 策	削除された計画	理	由
対 策	追加された計画	理	由

IV	その他計画に関連する事項

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。
 - 2 該当事項はその直前に付してある番号を○で囲むこと。
 - 3 計画書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
 - 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 - 5 Ⅱの「計画内容」の欄については、対策の種類別に記入すること。
 - 6 Ⅱの「エネルギー使用合理化期待効果」の欄には、当該計画内容の実施により期待されるエネルギーの使用の合理化効果を原油の数量に換算して「k1」により記入すること。
 - 7 Ⅲには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
 - 8 IVには、IIの欄に記入した計画に関連する上位の計画(グループ企業全体に関連するプロジェクト、全体計画等)がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。また、この欄のみでは記入が困難な場合には、関係資料を添付すること。

※受理年月日	
※処理年月日	

定期報告書

地方運輸局長 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

エネルギーの使用の合理化に関する法律第56条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

特定輸送事業者指定番号									
特定排出者番	号								
事業者名									
貨物輸送区分	1. 鉄道による貨物の輸送 2. 事業用貨物自動車による貨物の輸送 3. 自家用貨物自動車による貨物の輸送 4. 船舶による貨物の輸送								
主たる事務所 の所在地	電話(— FAX(— e-mail(_	-)))			

第1表 エネルギーの使用量

第1衣 エイルヤ		単位	使月	月量
エネルキー	エネルギーの種類		年度	熱量GJ
揮発	油	k l		
ジェット	燃料油	k l		
軽消	Ħ	k l		
A重	油	k l		
В • С	重油	k l		
液化石油ガス	ス(LPG)	t		
液化天然ガン	液化天然ガス(LNG)			
石炭(石炭(
都市ガス(CN	「Gを含む。)	千 m 3		
加索欠事 来之	昼間買電	千kWh		
一般電気事業者	夜間買電	千kWh		
7 0 114	上記以外の買電	千kWh		
その他	自家発電	手kWh		
その他のエネルコ	ř— ()	()		
	合 計GJ			
	〔油換算 k l			
対前	『年度比(%)			

第2表 輸送用機械器具の概要、使用状況及び導入、改造又は廃棄の状況

		称			概	使	用	状	況	導 廃	入、 棄	改造の	_{造又に} 状 :	ま 況
										,,,	214		ν· .	

第3表 貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量

	年度	対前年度比(%)
貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算		
定した量を合算して得られる量		

第4表 エネルギーの使用に係る原単位

		年度	対前年度比(%)
原単位=	エネルギーの使用量(原油換算 k 1) 貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を 輸送する距離を乗じて得られる量を算定 し、当該貨物ごとに算定した量を合算し て得られる量		

第5表 過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位の変化状況

	年度	年度	年度	年度	年度	5 年度間 平均原単位 変化
エネルギーの使 用に係る原単位						
前年度比 (%)		A	B	©	1	

第6表 過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は (イ)、又はエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は(ロ)に その理由

(イ)の理由		
(ロ)の理由		

第7表 エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

対象項目				
取り組み方針の 作成とその効果等 の把握	 省エネ指針の策定 及び見直し 実施中 今後実施 検討中 実施せず 省エネ輸送用 機械器具の導入 	 省エネ目標の設定 ・効果測定 及び対策の見直し 実施中 一 今後実施 一 検討中 □ 実施せず 省エネに資する 器具の導入 	省エネ推進体制 ・責任者の設置□ 実施中 □ 今後実施 □ 検討中 □ 実施せず	省エネに関する従業員教育実施□ 実施中□ 今後実施□ 検討中□ 実施せず
省エネ輸送用 機械器具の使用	□ 実施中 □ 今後実施 □ 検討中 □ 実施せず	□ 実施中 □ 今後実施 □ 検討中 □ 該当なし □ 実施せず		
省エネ運転・操縦	省エネ運転・操縦□ 実施中□ 今後実施□ 検討中□ 実施せず	効率的な輸送ルートの選択実施中今後実施検討中該当なし実施せず	冷凍機効率の向上□ 実施中□ 今後実施□ 検討中□ 該当なし□ 実施せず	
輸送能力の高い 輸送用機械器具の 使用	輸送用機械器具の 大型化実施中今後実施検討中実施せず			
輸送能力の 効率的な活用	積載率の向上 □ 実施中 □ 今後実施 □ 検討中 □ 該当なし □ 実施せず	貨物量に応じた輸送能力の適正化実施中今後実施検討中該当なし実施せず	空荷走行・航行 <u>距離等の縮減</u> □ 実施中 □ 今後実施 □ 検討中 □ 実施せず	
その他	荷主等の関係者 との連携強化 実施中 □ 今後実施 □ 検討中 □ 実施せず	効率的な輸送方法の選択の促進実施中今後実施検討中実施せず	物流拠点の整備 □ 実施中 □ 今後実施 □ 検討中 □ 該当なし □ 実施せず	

	措	置	\mathcal{O}	概	要

第9表 二酸化炭素の排出に係る事項

1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

	年度
エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO ₂)	

	温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数。 の内容	と異なる算定方法ス
(0.01/1)	2191	

3. 権利利益の保護に係る請求の有無

上記1. の報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の3第1項に定める「温室効果ガス 算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益 が害されるおそれがあると思慮するとき」の請求に係るものであることの有無(該当するものどちら かに○をすること)

1. 有	(別添のとおり)	2. 無

4. 情報提供の有無

上記1.の報告に関して地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の8第1項の規定によるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の増減の状況に関する情報等の提供の有無(該当するものどちらかに○をすること)

1. 有	(別添のとおり)	2. 無
- 17	(/4 11311	= : ////

「備考]

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。
- 2 報告書冒頭の※印を付した欄は記入しないこと。
- 3 報告書冒頭の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記載すること。
- 4 報告書冒頭の事業者名の欄の右の欄には、事業者の行う事業に係る日本標準産業分類に掲げる細分類 の番号を記載すること。
- 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 6 第1表の使用量の欄には、エネルギーの種類ごとに固有単位での値と熱量換算した値を記入する こと。
- 7 第1表の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。
- 8 第1表の「その他のエネルギー」の欄には、上欄にないエネルギーの種類を()内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 9 第1表のうちGJ(ギガジュール)を単位として記入するものについては、必要に応じ、単位を TJ(テラジュール)、PJ(ペタジュール)にかえて記入することができる。
- 10 第1表、第3表、第4表及び第9表の1の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値(第3表及び第4表については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値)を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

- 11 第2表は、原則として当該輸送用機械器具の年間のエネルギーの消費量の総計が、当該輸送事業者の当該輸送区分に係る総エネルギー使用量の8割を網羅するよう記入すること。
- 12 第4表の「原単位」とは、貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量 を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量の単位当たりのエネルギー消費量をいう。
- 13 第5表の上段の欄には、当該年度を含む直近5年間の年度を記入すること。また、「エネルギーの使用に係る原単位」及び「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により 算定した値を記入すること。
- 14 第5表の「5年度間平均原単位変化」の欄には、過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の4乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下の通り。
 - 5年度間平均原単位変化 (%) = $(\mathbb{A} \times \mathbb{B} \times \mathbb{C} \times \mathbb{D})^{1/4}$ (%)
- 15 第6表は、「(ロ)の理由」が「(イ)の理由」と同様になる場合には、「(イ)と同じ」と記入してもよい。
- 16 第7表は、選択する項目について該当するものにレ印を付すこと。
- 17 第9表の1の欄(エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量)には、次に掲げる量の合計量を記載すること。
 - (1)燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 - (2)電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- 18 第9表の2の欄(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容)には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法 又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

様式第5 (第8条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

輸送能力届出書

地方運輸局長 殿

 年 月 日

 住 所

 氏 名

 印

エネルギーの使用の合理化に関する法律第68条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

事 業 者 名	
主たる事務所の所在地	電話 (
旅客輸送区分	1. 鉄道による旅客の輸送 2. 乗合自動車による旅客の輸送 3. 乗用自動車(乗合自動車を除く。)による旅客の輸送 4. 船舶による旅客の輸送
輸送能力	年度末 (両、台、総トン)
備考	
特定輸送事業者指定番号	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。
 - 2 ※印を付した欄には記述しないこと。
 - 3 該当事項はその直前に付してある番号を○で囲むこと。
 - 4 次年度以降において輸送能力がエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第 12条の基準以上にならないことが明らかである場合は、その旨及びその理由を備考 の欄に記入すること。
 - 5 既に特定輸送事業者に指定されている場合は、「特定輸送事業者指定番号」の欄 に当該特定輸送事業者指定番号を記入すること。
 - 6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

※受理年月日	
※取消年月日	

特定旅客輸送事業者指定取消申出書

地方運輸局長 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

エネルギーの使用の合理化に関する法律第68条第3項の規定に基づき、特定旅客輸送事業者の指定の取消しを申し出ます。

	特定輸送事業	者指定番号
	事業者名	
	主たる事務所の所在地	電話 (
指定に係る旅客輸送区分の概要	旅客輸送区分	1. 鉄道による旅客の輸送 2. 乗合自動車による旅客の輸送 3. 乗用自動車(乗合自動車を除く。)による旅客の輸送 4. 船舶による旅客の輸送
	輸送能力(年度末)	(両、台、総トン)
指定の取消しを		
申し出る理由		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。
 - 2 ※印を付した欄には記述しないこと。
 - 3 該当事項はその直前に付してある番号を○で囲むこと。
 - 4 輸送能力の欄については、前年度の末日における輸送能力を記入すること。
 - 5 「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、事業を行わなくなったときはその旨を、輸送能力がエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第12条の基準以上となる見込みがなくなったときは当年度及び翌年度の見込み並びにこれらの見込みの根拠を記入すること。
 - 6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

※受理年月日	
※処理年月日	

中長期計画書

地方運輸局長 殿

年 月 日

印

住 所

氏 名

エネルギーの使用の合理化に関する法律第69条において準用する同法第55条の規定に基づき、次のとおり提出します。

特定輸送事業	者指定番号
事業者名	
旅客輸送区分	1. 鉄道による旅客の輸送 2. 乗合自動車による旅客の輸送 3. 乗用自動車 (乗合自動車を除く。) による旅客の輸送 4. 船舶による旅客の輸送
主たる事務所 の所在地	電話 (

T :	計画	酣	間
1		1221	IHJ.

年度 ~ 年度

Ⅱ 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

	二十757	3 D - T D / 91 1	799715			
対 策		計	画	内	容	エネルギー使用 合理化期待効果

Ⅲ 前年度計画書との比較

対 策	削除された計画	理	由
対 策	追加された計画	理	由

IV	その他計画に関連する事項

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。
 - 2 該当事項はその直前に付してある番号を○で囲むこと。
 - 3 計画書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
 - 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 - 5 Ⅱの「計画内容」の欄については、対策の種類別に記入すること。
 - 6 Ⅱの「エネルギー使用合理化期待効果」の欄には、当該計画内容の実施により期待されるエネルギーの使用の合理化効果を原油の数量に換算して「kl]により記入すること。
 - 7 Ⅲには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
 - 8 IVには、IIの欄に記入した計画に関連する上位の計画(グループ企業全体に関連するプロジェクト、全体計画等)がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。また、この欄のみでは記入が困難な場合には、関係資料を添付すること。

※受理年月日	
※処理年月日	

定期報告書

地方運輸局長 殿

年 月 日

住 所

氏 名 印

エネルギーの使用の合理化に関する法律第69条において準用する同法第56条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

特定輸送事業者指定番号										
特定排出者番	5号									
事業者名										
旅客輸送区分	1. 鉄道による旅客の輸送 2. 乗合自動車による旅客の輸送 3. 乗用自動車 (乗合自動車を除く。) による旅客の輸送 4. 船舶による旅客の輸送									
主たる事務所 の所在地	電話(- FAX(- e-mail(-)				

第1表 エネルギーの使用量

第1衣 エイルヤ		単位	使月	月量
エネルキー	エネルギーの種類		年度	熱量GJ
揮発	油	k l		
ジェット	燃料油	k l		
軽消	Ħ	k l		
A重	油	k l		
В • С	重油	k l		
液化石油ガス	ス(LPG)	t		
液化天然ガン	液化天然ガス(LNG)			
石炭(t		
都市ガス(CN	「Gを含む。)	千 m 3		
加索欠事 来之	昼間買電	千kWh		
一般電気事業者	夜間買電	千kWh		
7 0 114	上記以外の買電	千kWh		
その他	自家発電	手kWh		
その他のエネルギー(()		
	合 計GJ			
	〔油換算 k l			
対前	『年度比(%)			

第2表 輸送用機械器具の概要、使用状況及び導入、改造又は廃棄の状況

2衣 聊达用機械奋具の	风安、 区川扒り	心及し、寺八、	、以近人は	光米ッパル	
器具の名称	器具の	概要	使 用	状 況	導入、改造又は 廃 棄 の 状 況

第3表 個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計

	年度	対前年度比(%)
個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業 運航距離の合計		

第4表 エネルギーの使用に係る原単位

		年度	対前年度比(%)
原単位=	エネルギーの使用量(原油換算 k 1) 個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距 離又は営業運航距離の合計		

第5表 過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位の変化状況

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間 平均原単位 変化
エネルギーの用に係る原単						
前年度.	比	A	B	©	(D)	

第6表 過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は (イ)、又はエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は (ロ) にその理由

(イ)の理由	
(ロ)の理由	

第7表 エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

和一致 二十八十	· /// · · · · · · · · · · · ·	(対する中間の本中の	~ , , , , , ,	
対象項目				T
	省エネ指針の策定	省エネ目標の設定	省エネ推進体制	省エネに関する
	<u> 及び見直し</u>	<u>・効果測定</u>	<u>・責任者の設置</u>	<u>従業員教育実施</u>
取り組み方針の		及び対策の見直し		
作成とその効果等	□ 実施中	□ 実施中	□ 実施中	□ 実施中
の把握	□ 今後実施	□ 今後実施	□ 今後実施	□ 今後実施
	□ 検討中	□ 検討中	□ 検討中	□ 検討中
	□ 実施せず	□ 実施せず	□ 実施せず	□ 実施せず
	省エネ輸送用	省エネに資する		
	機械器具の導入	器具の導入		
ハアー プキア・大田	□ 実施中	□ 実施中		
省エネ輸送用	□ 今後実施	□ 今後実施		
機械器具の使用	□ 検討中	□ 検討中		
	□ 実施せず	□ 該当なし		
		□ 実施せず		
	省エネ運転・操縦	効率的な	冷暖房効率	
		輸送ルートの選択	の向上等	
	□ 実施中	□ 実施中	□ 実施中	
省エネ運転・操縦	□ 今後実施	□ 今後実施	□ 今後実施	
	□ 検討中	□ 検討中	□検討中	
	□ 実施せず	□ 該当なし	□ 該当なし	
		□ 実施せず	□ 実施せず	
	回送走行・航行		, , , ,	
	距離等の縮減			
旅客を乗せない	□実施中			
走行・航行距離	□ □ □ ○ 			
の縮減	□ / Q \			
	□ (株的 +			
	他の事業者等関係			
	者との連携強化	の選択の促進		
	<u>有との建協派に</u> □ 実施中	□ 実施中		
その他	□	□		
C 47 IE	□ ¬ 仮 之	□ ¬ 仮 之		
	□ 疾的士	ロ 検討中 ロ 該当なし		
	一 大心とり	□ 咳ョなし □ 実施せず		
		山 天心ヒリ		

	措	置	\mathcal{O}	概	要

第9表 二酸化炭素の排出に係る事項

1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

	年度
エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO ₂)	

	温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数。 の内容	と異なる算定方法ス
(0.01/1)	2191	

3. 権利利益の保護に係る請求の有無

上記1. の報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の3第1項に定める「温室効果ガス 算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益 が害されるおそれがあると思慮するとき」の請求に係るものであることの有無(該当するものどちら かに○をすること)

1. 有	(別添のとおり)	2. 無

4. 情報提供の有無

上記1.の報告に関して地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の8第1項の規定によるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の増減の状況に関する情報等の提供の有無(該当するものどちらかに○をすること)

1. 有	(別添のとおり)	2. 無
- 17	(/4 11311	= : ////

「備 考]

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。
- 2 報告書冒頭の※印を付した欄は記入しないこと。
- 3 報告書冒頭の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記載すること。
- 4 報告書冒頭の事業者名の欄の右の欄には、事業者の行う事業に係る日本標準産業分類に掲げる細分類 の番号を記載すること。
- 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 6 第1表の使用量の欄には、エネルギーの種類ごとに固有単位での値と熱量換算した値を記入する こと。
- 7 第1表の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。
- 8 第1表の「その他のエネルギー」の欄には、上欄にないエネルギーの種類を()内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 9 第1表のうちGJ(ギガジュール)を単位として記入するものについては、必要に応じ、単位を TJ(テラジュール)、PJ(ペタジュール)にかえて記入することができる。
- 10 第1表、第3表、第4表及び第9表の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値(第3表及び第4表については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値)を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

- 11 第2表は、原則として当該輸送用機械器具の年間のエネルギーの消費量の総計が、当該輸送事業者の当該輸送区分に係る総エネルギー使用量の8割を網羅するよう記入すること。
- 12 第4表の「原単位」とは、個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計の単位 当たりのエネルギー消費量をいう。
- 13 第5表の上段の欄には、当該年度を含む直近5年間の年度を記入すること。また、「エネルギーの使用に係る原単位」及び「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により 算定した値を記入すること。
- 14 第5表の「5年度間平均原単位変化」の欄には、過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の4乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下の通り。
 - 5年度間平均原単位変化(%) = ($\mathbb{A} \times \mathbb{B} \times \mathbb{C} \times \mathbb{D}$)^{1/4} (%)
- 15 第6表は、「(ロ)の理由」が「(イ)の理由」と同様になる場合には、「(イ)と同じ」と記入してもよい。
- 16 第7表は、選択する項目について該当するものにレ印を付すこと。
- 17 第9表の1の欄(エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量)には、次に掲げる量の合計量を記載すること。
 - (1)燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 - (2)電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- 18 第9表の2の欄(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容)には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法 又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

様式第9 (第14条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

輸送能力届出書

国土交通大臣 殿

 年 月 日

 住 所

 氏 名

 印

エネルギーの使用の合理化に関する法律第71条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

事	業	者	名				
主た	る事務	所の所	在地	電話(— FAX(— e-mail(_ _))	
輸	送	能	力	年度末	₹		トン
備			考				
特定輸送事業者指定番号							

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。
 - 2 ※印を付した欄には記述しないこと。
 - 3 次年度以降において輸送能力がエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第 13条第2項の基準以上にならないことが明らかである場合は、その旨及びその理由 を備考の欄に記入すること。
 - 4 既に特定輸送事業者に指定されている場合は、「特定輸送事業者指定番号」の欄 に当該特定輸送事業者指定番号を記入すること
 - 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

. 政务 10 (第 10)	未 闰 休 <i>/</i> 										
					*	· 受到	里年	月日			
							肖年				
	特定船	亢空輸送事	業者指定	定取:	消申	出書	小				
国土	交通大臣 殿										
							年		月	日	
				住	所						
				氏	名					F	印
	特定輸送事	業者指定番号	1								
	事業者名	来 有 拍 止 甾 万	7								
	7 / 1 1										
航空輸送事業	主たる事務所	電話(_	_)					
	の所在地	FAX (_	_)					
		e-mail ()					
の概要											
	輸送能力										
	(年度末)										
											<u>ا</u>
指定の取消しを											
申し出る理由											

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。
 - 2 ※印を付した欄には記述しないこと。
 - 3 輸送能力の欄については、前年度の末日における輸送能力を記入すること。
 - 4 「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、事業を行わなくなったときはその旨を、輸送能力がエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第13条第2項の基準以上となる見込みがなくなったときは当年度及び翌年度の見込み並びにこれらの見込みの根拠を記入すること。
 - 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

※受理年月日	
※処理年月日	

中長期計画書

国土交通大臣 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

エネルギーの使用の合理化に関する法律第71条第6項において準用する同法第55条の規定に基づき、次のとおり提出します。

特定輸送事業							
事業者名							
主たる事務所 の所在地	電話(FAX(e-mail(_	_)			

T :	計画	魽	間
1		1221	IHJ.

年度 ~ 年度

Ⅱ 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

	二十757	3 D - T D / 91 1	799715			
対 策		計	画	内	容	エネルギー使用 合理化期待効果

Ⅲ 前年度計画書との比較

対 策	削除された計画	理	由
対 策	追加された計画	理	由

IV	その他計画に関連する事項

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。
 - 2 計画書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 - 4 Ⅱの「計画内容」の欄については、対策の種類別に記入すること。
 - 5 Ⅱの「エネルギー使用合理化期待効果」の欄には、当該計画内容の実施により期待されるエネルギーの使用の合理化効果を原油の数量に換算して「kl]により記入すること。
 - 6 Ⅲには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
 - 7 IVには、IIの欄に記入した計画に関連する上位の計画(グループ企業全体に関連するプロジェクト、全体計画等)がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。また、この欄のみでは記入が困難な場合には、関係資料を添付すること。

※受理年月日	
※処理年月日	

印

定期報告書

国土交通大臣 殿

年 月 日

住 所

氏 名

エネルギーの使用の合理化に関する法律第71条第6項において準用する同法第56条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

特定輸送事	業者指定番号									
特定排出者番	6号									
事業者名										
主たる事務所 の所在地	電話(— FAX(— e-mail(_ _)					

第1表 エネルギーの使用量

第1衣 エイルヤ		24 /L	使月	月量
エネルギー	-(/) 種類	単位	年度	熱量GJ
揮発	油	k l		
ジェット	燃料油	k l		
軽消	Ħ	k l		
A重	油	k l		
В • С	重油	k l		
液化石油ガス	ス(LPG)	t		
液化天然ガン	ス(LNG)	t		
石炭()	t		
都市ガス(CN	「Gを含む。)	千 m 3		
加索卢吉米之	昼間買電	千kWh		
一般電気事業者	夜間買電	千kWh		
7 0 114	上記以外の買電	千kWh		
その他	自家発電	千kWh		
その他のエネルコ	ř— ()	()		
	合 計GJ			
	〔油換算 k l			
対前	『年度比(%)			

第2表 輸送用機械器具の概要、使用状況及び導入、改造又は廃棄の状況

-		, 1447					D < 7 F	, , , , , ,		11/ 11	、以坦人は冼朱りが仏								
	暑	是 具	· 0	名	称	器	具	の	概	要	使	用	状	況	導入 廃 棄	、改造 € の			
ļ																			
ŀ																			
ļ																			
-																			

第3表 輸送ごとにその航空機の利用可能重量に輸送距離を乗じて得られる量を算定し、 当該輸送ごとに算定した量を合算して得られる量

	年度	対前年度比(%)
輸送ごとにその航空機の利用可能重量に輸送距離を 乗じて得られる量を算定し、当該輸送ごとに算定し		
た量を合算して得られる量		

第4表 エネルギーの使用に係る原単位

	年度	対前年度比(%)
原単位= エネルギーの使用量(原油換算 k 1) 輸送ごとにその航空機の利用可能重量に輸送距離を乗じて得られる量を算定し、当該輸送ごとに算定した量を合算して得られる量		

第5表 過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位の変化状況

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間 平均原単位 変化
エネルギーの用に係る原単						
前年度」	Ł	A	B	©	(D)	

第6表 過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は (イ)、又はエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は (ロ) にその理由

(イ)の理由	
(ロ)の理由	

第7表 エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

対象項目				
取り組み方針の	省エネ指針の策定 及び見直し	省エネ目標の設定 ・効果測定 及び対策の見直し	省エネ推進体制 ・責任者の設置	省エネに関する 従業員教育実施
作成とその効果等 の把握	□ 実施中□ 今後実施□ 検討中	□ 実施中 □ 今後実施 □ 検討中	□ 実施中 □ 今後実施 □ 検討中	□ 実施中 □ 今後実施 □ 検討中
	□実施せず	□ 実施せず	□ 実施せず	□ 実施せず
省エネ輸送用 機械器具の使用	省エネ航空機の導入実施中今後実施検討中実施せず	省エネに資する 器具の導入 実施中 □ 今後実施 □ 検討中 □ 実施せず		
省エネ運転・操縦	省エネ運転・操縦□ 実施中□ 今後実施□ 検討中□ 実施せず	搭載物の改善 実施中 今後実施 検討中 実施せず	地上運用に おける省エネ 実施中 今後実施 検討中 実施せず	
輸送能力の高い 輸送用機械器具の 使用	輸送用機械器具の <u>最適化</u> □ 実施中 □ 今後実施 □ 検討中 □ 実施せず			
輸送能力の 効率的な活用	積載率の向上 □ 実施中 □ 今後実施 □ 検討中 □ 実施せず	回送航行 距離の縮減 実施中 □ 今後実施 □ 検討中 □ 実施せず		
その他	他の事業者等関係 者との連携強化 □ 実施中 □ 今後実施 □ 検討中 □ 実施せず			

	措	置	\mathcal{O}	概	要

第9表 二酸化炭素の排出に係る事項

1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

	年度
エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO ₂)	

2.地球 は係数	暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算)内容	定方法又
1017/1/3		

3. 権利利益の保護に係る請求の有無

上記1. の報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の3第1項に定める「温室効果ガス 算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益 が害されるおそれがあると思慮するとき」の請求に係るものであることの有無(該当するものどちら かに○をすること)

1. 有	(別添のとおり)	2. 無

4. 情報提供の有無

上記1.の報告に関して地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の8第1項の規定によるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の増減の状況に関する情報等の提供の有無(該当するものどちらかに○をすること)

1. 有	(別添のとおり)	2. 無
- 17	(/4 11311	= : ////

「備考]

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。
- 2 報告書冒頭の※印を付した欄は記入しないこと。
- 3 報告書冒頭の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記載すること。
- 4 報告書冒頭の事業者名の欄の右の欄には、事業者の行う事業に係る日本標準産業分類に掲げる細分類 の番号を記載すること。
- 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 6 第1表の使用量の欄には、エネルギーの種類ごとに固有単位での値と熱量換算した値を記入する こと。
- 7 第1表の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。
- 8 第1表の「その他のエネルギー」の欄には、上欄にないエネルギーの種類を()内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 9 第1表のうちGJ(ギガジュール)を単位として記入するものについては、必要に応じ、単位を TJ(テラジュール)、PJ(ペタジュール)にかえて記入することができる。
- 10 第1表、第3表、第4表及び第9表の1の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値(第3表及び第4表については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値)を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

対前年度比(%) = <u>当該年度値</u> ×100(%)

- 11 第2表は、原則として当該輸送用機械器具の年間のエネルギーの消費量の総計が、当該輸送事業者の当該輸送区分に係る総エネルギー使用量の8割を網羅するよう記入すること。
- 12 第4表の「原単位」とは、輸送ごとにその航空機の利用可能重量に輸送距離を乗じて得られる量を算定し、当該輸送ごとに算定した量を合算して得られる量の単位当たりのエネルギー消費量をいう。
- 13 第5表の上段の欄には、当該年度を含む直近5年間の年度を記入すること。また、「エネルギーの使用に係る原単位」及び「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。
- 14 第5表の「5年度間平均原単位変化」の欄には、過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の4 乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下の通り。

5年度間平均原単位変化(%) = $(\mathbb{A} \times \mathbb{B} \times \mathbb{C} \times \mathbb{D})^{1/4}$ (%)

- 15 第6表は、「(ロ)の理由」が「(イ)の理由」と同様になる場合には、「(イ)と同じ」と記入してもよい。
- 16 第7表は、選択する項目について該当するものにレ印を付すこと。
- 17 第9表の1の欄(エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量)には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。
- 18 第9表の2の欄(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容)には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法 又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

フレキシブルディスク提出票

殿

年 月 日

住 所

氏 名 印

エネルギーの使用の合理化に関する法律第 条第 項の規定による計画の提出(又は報告)に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

- 1. フレキシブルディスクに記録された事項
- 2. フレキシブルディスクと併せて提出される書類
 - 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
 - 2 法令の条項については、当該計画の提出(又は報告)の適用条文名を記載すること。
 - 3 「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
 - 4 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該計画の提出(又は報告) の際に本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項 を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
 - 5 該当事項がない欄は、省略すること。
 - 6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。